鳥インフルエンザ・新型インフルエンザへの対応について

鳥インフルエンザ（特措法の対象外）		新型インフルエンザ（特措法の対象）
【鳥インフルエンザ】 ・**鳥と鳥**の間に限っての感染が認められる場合 ・現在、海外で発生しており感染の状況を監視中 **＜政府の主な体制＞** ・農林水産省（家禽の感染状況） ・環境省（野鳥の感染状況） ・厚生労働省（人への感染状況）	⇒	**【鳥インフルエンザ】** ・新たに**鳥から人へ**の感染が認められる場合 ・現在、海外で発生しており（H7N9、H10N8、H5N1 等）感染の状況を監視中 **＜政府の主な体制＞** ・内閣官房、厚生労働省（感染対策全般） ・外務省（在外邦人対応等） ・農林水産省、文部科学省環境省、外務省、（海外関係機関との情報交換等）	⇒	**【新型インフルエンザ】** ・新たに**人から人への持続的感染**が認められ、急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある場合 ・現在、全世界で発生は確認されていないが、鳥インフルエンザの感染の状況を監視中 **＜政府の主な体制＞** 海外で発生が確認された段階で政府が対策本部を設置し、全省庁対応を行う。それにともない県が対策本部を設置する。